

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい
て

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正
する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正)

第 1 条 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例(平成 24 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「指定短期入所生活介護事業者(ユニット型指定短期入所生活介
護事業者を含む。以下同じ。)」を「指定訪問介護事業者」に、「第 128 条第 5
項(ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては、省令第 140 条の 7 第 7
項)」を「第 23 条第 4 号」に改め、同条第 2 項中「指定短期入所生活介護事業者」
を「指定訪問介護事業者」に改め、同条第 3 項中「第 13 号から第 17 号までに限
る」を「第 5 号から第 7 号まで及び第 11 号を除く」に改める。

第 2 条 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「(第 5 号から第 7 号まで及び第 11 号を除く。)」を削る。

(熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」に、「第73条第6号」を「第3条の22第9号」に改め、同条第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」に改め、同条第3項中「（第7号から第10号までに限る。）」を削る。

（熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）」を「指定介護予防訪問入浴介護事業者」に、「第136条第2項（省令第159条において準用する場合を含む。）」を「第57条第4号」に改め、同条第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」を「指定介護予防訪問入浴介護事業者」に改め、同条第3項中「第7号から第11号までに限る」を「第2号から第5号までを除く」に改める。

第5条 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（第2号から第5号までを除く。）」を削る。

（熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第91号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定介護予

防認知症対応型通所介護事業者」に、「第53条第2項」を「第42条第11号」に改め、同条第2項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」に改める。

第8条中「及び第5条」を「、第5条及び前条」に改める。

(熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条」を「第8条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第13条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条」を「第8条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定介護予防支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第30条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象

の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であ
って、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘
束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、
同年6月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す
る省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、関係条例の整備をするた
め、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。